

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7(2025)年7月23日

栃木県日光土木事務所長 日原 順

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 件名 | 除雪車(ショベル・ローダ:栃木00す2754) 売払 |
| (2) 売払物品の名称及び数量 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 売払物品の概要 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 売払物品の所在地 | 栃木県日光土木事務所(日光市萩垣面2390-7) |

2 競争入札に参加する者(以下「入札参加希望者」という。)に必要な資格

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

業種区分 大分類:D機械器具、車両類 小分類:4車両

- 競争参加資格確認申請書提出日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- 契約に関する事務を担当する公所等の名称等

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390-7

栃木県日光土木事務所総務課

電話 0288-53-1211

FAX 0288-53-1218

電子メール nikko-dj@pref.tochigi.lg.jp

- 仕様書等の公開期間及び公開方法

入札公告日から入札書提出期限まで、栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年4月1日施行)第2条に定める入札情報システム上で公開する。

- 売払物品の公開期間及び場所

令和7(2025)年7月28日から同年7月29日までの日の午後2時から午後4時まで(1)の場所において実施する。

- 入札書の提出期限及び提出方法

令和7(2025)年8月8日(金) 午後4時

上記期限までに栃木県物品等電子調達実施要領第2条に定める電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により提出すること。

なお、栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年4月1日施行)に定める紙入札方式参加承諾願(様式1)を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあつては、(1)の場所に、郵送(簡易書留)又は持参により提出すること。

- 開札の日時及び場所等

令和7(2025)年8月12日(火) 午前11時

上記日時に(1)の場所において電子入札システムにより開札を行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日（土曜日、日曜日及び祝日を含む場合にあっては祝日（以下「閉庁日」という。）を除く。）までに(1)に連絡すること。

(6) 入札の方法 1の(1)の案件名で総価で入札に付する。

(7) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加希望者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(9) 競争参加資格確認通知書受領後に入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。

(10) 提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

4 入札書に要求される事項

(1) 競争参加資格確認申請

この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書を提出し、審査を受けなければならない。

なお、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出する際に、別紙「入札仕様確認書」を添付すること。

審査の結果、競争入札参加資格を有する者と判断された入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(2) 競争参加資格確認申請書の提出期限及び提出方法

令和7(2025)年8月4日(月) 午前11時

上記期限までに電子入札システムにより提出すること。

(3) 審査結果の通知期限及び通知方法

令和7(2025)年8月5日(火)

上記期限までに電子入札システムにより通知する。

5 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領（令和3(2021)年4月1日施行）第19条に

エ 紙による入札参加の承諾を得た者であって、承諾した際に示した要件（入札書の記載方法等）を満たさない入札書

(3) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決

定を取り消すものとする。

(4) 契約書の作成の要否 要

なお、本契約は、立会人電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(5) 再入札

入札は2回目まで実施できるものとする。1回目の入札が不調となり、2回目の入札を実施する場合は、応札者に対し、2回目の入札の実施について電子入札システムにより通知する。入札参加希望者は県が指定する日時までに2回目の入札書を電子入札システムにより提出すること。なお、指定の日時までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

また、2回目の入札も不調となった場合は、最高入札価格提示者との協議に移行することができるものとする。

(6) 開札結果の通知

応札者に対し、落札者名及び落札金額を電子入札システムにより通知する。

(7) その他

ア 入札の手続きに要する費用は、すべて入札参加希望者の負担とする。

イ 電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品電子調達実施要領及び栃木県物品電子調達運用基準の定めるところによる。

なお、栃木県物品等電子調達実施要領等は県ホームページ上に掲載する。

URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/jissiyouryou.html>

ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札制度（公共工事以外）

> 栃木県物品等電子調達実施要領及び運用基準の制定について

ウ 落札者の決定後、落札者が電子契約に同意する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。

なお、栃木県電子契約実施要領（令和6（2024）年4月1日施行）及び電子契約同意書兼メールアドレス確認書等は、県ホームページ上に掲載する。

URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/denshikeiyaku.html>

ホーム > 県政情報 > 情報通信 > 電子行政サービス

> 栃木県電子契約サービス（物品・役務）

（日光土木事務所）